ロ　前号ロの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたもの。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)　メタデータが付随していないもの

(2)　被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの

（法第二条第二号の内閣府令で定める基準）

第二条　法第二条第二号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるセンサーの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　光学センサー　対象物判別精度が二メートル以下のものであること。

二　ＳＡＲセンサー　対象物判別精度が三メートル以下のものであること。

三　ハイパースペクトルセンサー　対象物判別精度が十メートル以下のもので、かつ、検出できる波長帯が四十九を超えるものであること。

四　熱赤外センサー　対象物判別精度が五メートル以下のものであること。

（法第二条第六号の内閣府令で定める基準）

第三条　法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	基準
一　生データ	イ　光学センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二メートル以下であって、記録されてから五年以内のものであること。 ロ　ＳＡＲセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が三メートル以下であって、記録されてから五年以内のものであること。 ハ　ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が十メートル以下かつ検出できる波長帯が四十九を超え、かつ、記録されてから五年以内のものであること。 ニ　熱赤外センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、記録されてから五年以内のものであること。
二　標準データ	イ　光学センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十五センチメートル未満のものであること。 ロ　ＳＡＲセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十四センチメートル未満のものであること。 ハ　ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、検出できる波長帯が四十九を超えるものであること。 ニ　熱赤外センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下のものであること。

2　前項の規定にかかわらず、法第十九条第一項の規定に基づく提供の禁止の命令の対象となる衛星リモートセンシング記録に係る法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、内閣総理大臣が告示で定める。

（許可の申請）

第四条　法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1)　住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(2)　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(3)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第二項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

ａ　住民票の写し又はこれに代わる書類

ｂ　当該使用人にあっては法第五条第一号から第四号まで、当該死亡時代理人にあっては第五条第一号から第六号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2)　法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(3)　法第五条第五号の役員（第九条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

ａ　住民票の写し又はこれに代わる書類

ｂ　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能が記載された書類

三　操作用無線設備等に係る次に掲げる書類

イ　操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る次に掲げる書類

(1)　当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類

ａ　住民票の写し又はこれに代わる書類

ｂ　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)　当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類

ａ　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ｂ　法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

四　受信設備に係る次に掲げる書類

イ　受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る法第二十一条第四項の認定証の写し

五　第七条に定める措置に関する書類

六　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

（使用人）

第五条　法第五条第五号及び第六号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。

（法第六条第一号の内閣府令で定める基準）

第六条　法第六条第一号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するため、次に掲げる措置を適切に行うことができると認められるものであること。

イ　法第八条に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置

ロ　法第十五条に定める終了措置

二　操作用無線設備等及び受信設備が次の国又は地域に所在しないこと。

イ　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第三の二又は別表第四に掲げる地域

ロ　国際連合の総会又は安全保障理事会の決議において国際社会の平和及び安全を脅かす事態の発生に責任を有するとされた国又は地域

三　法第九条の機能停止を適切に行うことができると認められるものであること。